

II. 日本水道協会の沿革

1. 上水協議会

1) 上水協議会の設立

社団法人日本水道協会の前身である上水協議会が設立されたのは、明治37年であった。

当時我が国は近代水道の創設期に当たり、横浜市（明治20年竣工）を始めとして、函館区（同22年）、長崎市（同24年）、大阪市（同28年）、東京市（同31年）、広島市（同32年）、神戸市（同33年）と主要な港湾都市を中心として次々と近代水道が敷設されていった。

これらの水道事業において、その建設、衛生、あるいは管理部門に関与する職員が増加するにつれて、各部門にわたり技術的、事務的な問題を真剣に研究しようとする気運が生じていた。

特に、水道の生命ともいべき水質の問題について最も関心が高まっていたが、当時、「水道水質試験法」の統一を主唱していた東京市衛生試験所長遠山椿吉博士の呼びかけにより、明治37年3月、東京で「上水試験法統一のための協議会」が開催され、会議には、東京、横浜、大阪、長崎の4市と函館区の関係者が出席した。

この会議の目的は、主として「上水試験法」の統一に



遠山椿吉博士

1、本会ハ改良水道ヲ有スル各市ノ当事者会同シテ上水ニ關スル諸種ノ事項ヲ研究シ且ツ相互ノ報告ヲ交換スルモノトス

1、本会ハ毎年1回各地輪番ニ開會ス

1、開催地及ヒ其ノ時日ハ前回ノ決議ニ由リ之ヲ定ム
1、加盟ノ各市ハ必ズ當該技術者ヲ出席セシムルコト但人員ヲ限ラス

1、開會ニ關スル事務ハ開會地ノ市之ヲ担当ス

1、此規程ハ加盟各市長ノ承認ヲ経ルモノトス

2) 上水協議会の活動

前記のようにして発足した上水協議会は、明治37年から大正10年までの17年間、会員都市が輪番で毎年欠かさず会議を開催し、一切の経費も開催地が負担してすべての事務を処理していたが、次第に加盟都市が増加し事務量、経費とも多額になってきたため、大正11年から会費を徴収して事務機関を常置し、運営についての会則を定めるとともに、統計報告その他の事項を集録刊行して会員に配布した。

上水協議会を強化することについては、大正5年、第13回協議会が京都で開催された時、神戸市より動議として組織変更の件が提出されたのが最初で、続いて翌6年、大連で開催の第14回協議会の際、京都市が「本会組織変更の件」提出している。

これは、会議開催地が全経費を負担するという慣例を改めて、会費制とすることにより財政の基盤固めをするとともに、協議会の事業として機関誌を発行するという改善案であった。この提案については、多くの賛成者があり、東京市ほか15カ所の委員付託とされ、委員はさらに、規約案の起草を東京市に附託した。東京市は、京都市の提案を基礎として各都市の意見を聴取し、会員の会費制と機関誌の発刊を内容とした規約草案2案を作成し、翌7年、台北市での第15回協議会に報告したが、議論が噴出して結論が出なかった。

以来、毎年協議会においてこの問題が議論され、大正10年、横浜市での第18回協議会においてようやく規約の改正を見るに至った。

その改正要点は、

- ① 会の経費は会員の負担とする
- ② 諸般の事務を処理するため理事1名をおき、上水道に関する統計、報告類その他の事項を集録刊行する

であった。

このように、当初上水協議会は上水試験法の統一を図ることを主目的として発足したが次第に技術や事務上の共通問題にも取り組むようになり、事務、技術、衛生の各部会に分かれて研究や情報交換を行い、資料や研究論文の発行、講演会や施設見学を行うなどしてその活動範囲を広めて行った。

大正6年には、下水道も加入し、さらに、大正14年には「水道用鉄管規格」も手がけ、昭和初期になると110数カ所の水道事業をもって構成する全国的な組織になって行った。

ちなみに、会員の加入年次は次のとおりである。

上水協議会会員及び加盟年

明治37年 東京市、横浜市、大阪市、神戸市、長崎市、

広島市

38年	函館區、台灣總督府
39年	下関市、佐世保市、秋田市、岡山市
42年	京都市、新潟市、名古屋市、青森市、吳市、堺市、門司市、朝鮮總督府
43年	小樽區、関東都督府
44年	高崎市、甲府市、長野市、小倉市、南満州鐵道株式会社、釜山居留民團
45年	徳島市
大正元年	宇都宮市、高松市、玉島町、富山市、福山市、仙台市、木浦居留民團
2年	熱海市、福岡市
3年	佐賀市、別府町、三條市、横須賀市、鹽釜町、郡山町、新發田町、水戸市、奈良市、熊本市、元山府廳
4年	室蘭區、姫路市、若松市（福岡県）、鹿児島市、大分市
5年	和歌山市、鳥取市、那霸區
6年	尼崎市
7年	釧路町、千住町、玉川上水株式会社、峰山町、川崎町、平町、山形市、谷池町、松江市
8年	宮津町
9年	大牟田市、松本市、高知市、福井市、炭礦汽船株式会社
10年	掛川町、上田市、上諏訪町、澁谷町、谷村町、福島市
11年	尾道市、沼田町、江戸川上水町村組合、小田原電氣鐵道株式会社
12年	京城府、津市、西宮市、後藤寺水道株式会社、宇和島市
13年	倉敷町、八王子市、飯塚町
14年	丸亀市、宇部市、久留米市、高田市、浜松市
15年	米子町、元山府、目黒町、高砂町、釜山府、川崎市田島町上水道組合、仁川府、長岡市、前橋市、荒玉水道町村組合、大津市、群山府、鎮南浦府
昭和2年	大泊町、川崎市、金沢市、豊橋市、豊原町、大邱府、若松市（福岡県）、青梅町、新發田町、大分市、江の島水道株式会社、統營面
3年	平壤府、五所川原町、中津町、新義州府、明石市、松山市、伊東町、八幡市
4年	淀橋町、姫路市、豊岡町、桑名町、静岡市、石卷町、高岡市、戸畠市、木浦府、咸興面
5年	足利市、四日市市、宮崎市、直方町、岐阜

市

6年 酒田町、半田町、清水市、桐生市
(会員数126カ所)

(注) アンダーラインはその後退会した都市

こうした上水協議会の活動が、我が国の水道事業の発展に大きく寄与したことは、協議会に提案された議案の内容によっても容易に伺い知る事ができる。

なお、上水協議会は、会議の都度議事録を発行し、上水道に関する統計報告を行っているが、これらは我が国水道事業の発展の経過を示す貴重な文献となっている。
第1回以後の上水協議会開催年次は次のとおりである。

回数	開催年月	開催地
第1回	明治37年3月	東京市
第2回	38年11月	大阪市
第3回	39年10月	長崎市
第4回	40年7月	横浜市
第5回	41年9月	神戸市
第6回	42年9月	台北市
第7回	43年9月	広島市
第8回	44年10月	東京市
第9回	大正元年10月	岡山市
第10回	2年10月	京城市
第11回	3年10月	新潟市
第12回	4年5月	佐世保市
第13回	5年11月	京都市
第14回	6年8月	大連市
第15回	7年11月	台北市
第16回	8年10月	大阪市
第17回	9年8月	小樽区
第18回	10年9月	横浜市
第19回	11年10月	名古屋市
第20回	12年10月	甲府市
第21回	13年10月	門司市、小倉市、若松市
第22回	14年10月	高崎市
第23回	15年10月	京城市
第24回	昭和2年10月	鹿児島市
第25回	3年7月	函館市
第26回	4年9月	台北市
第27回	5年10月	福岡市
第28回	6年10月	東京市

なお、参考までに、上水協議会規程の変遷を示す。

3) 上水協議会規程の変遷

上水協議会規程（第1回上水協議会）

1. 本會ハ改良水道ヲ有スル各市ノ當該技術者會同シテ水質及給水法ニ關スル諸種ノ事項ヲ研究シ且ツ相互ノ報告ヲ交換スルモノトス
2. 本會ハ毎年一回各地輪番ニ開會ス
3. 開會地及其時日ハ前回ノ決議ニ由リ之ヲ定ム
4. 加盟ノ各市ハ當該技術者ヲ出席セシムルコト、但人員ヲ限ラス
5. 開會に關スル事務ハ開會地ノ市之ヲ擔當ス

6. 此規程ハ加盟各市長ノ承認ヲ經ルモノトス

上水協議会規程（第2回上水協議会改正）

第1項から第5項について下記の通り改正し、第6項を削除した。

1. 本會ハ改良水道ヲ有スル各市ノ當事者會同シテ上水ニ關スル諸種ノ事項ヲ研究シ且ツ相互ノ報告ヲ交換スルモノトス
2. 本會ハ毎年一回各地輪番ニ開會ス
3. 開會地及其ノ時期ハ前會ノ決議ニ由リ之ヲ定ム
4. 加盟ノ各市ハ必ス當事者ヲ出席セシムコト、但人員ヲ限ラス
5. 開會に關スル事務ハ開會地ニ於イテ之ヲ擔當ス

上水協議会規程（第5回上水協議会改正）

第6項から8項まで追加した。

6. 當番開催地ハ加盟外（既設及ヒ計画中）ノ市ニ對シテ加入勧誘ヲ為シ開會ニ際シ報告スルモノトス
7. 當番開催地ハ内務當局者ノ臨席ヲ申請スルモノトス
8. 會議ノ議長ハ當番開催地ニ一任スルモノトス

上水協議会規程（第8回上水協議会改正）

本文中を一部改正し、第9項を追加した。

1. 本會ハ改良水道ヲ有スル各所ノ當事者會同シテ上水ニ關スル諸種ノ事項ヲ研究シ且ツ相互ノ報告ヲ交換スルモノトス
2. 本會ハ毎年一回各所輪番ニ開會ス
3. 開會地及其ノ時期ハ前會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
4. 加盟ノ各所ハ必ス當事者ヲ出席セシムモノトス、但人員ヲ限ラス
5. 開會に關スル事務ハ當番所ニ於イテ之ヲ擔當ス
6. 當番所ハ加盟外（既設及ヒ計画中）ノ各所ニ對シテ加入ノ勧誘ヲ為シ開會ニ際シ報告スルモノトス
7. 當番所ハ内務其他當局者ノ臨席ヲ申請スルモノトス
8. 會議ノ議長ハ當番所ニ一任スルモノトス
9. 本會ニ於テ協定シタル事項ハ議事錄協定試験法ノ次ニ掲載スルモノトス

第14回上水協議会

「本會の組織に関する調査の件」京都市から提出され、委員会付託となる

第15回上水協議会

上水協議会組織変更に関する委員会報告があり、次回に持ち越となる。

第16回上水協議会

「本會の組織に関する調査の件」は、1年間延期とする。

上水協議会規則（第18回上水協議会改正）

上水協議会規則

第一章 総 則

第一條 本會ハ上水道ニ關スル諸般ノ事項ヲ調査研究シ其ノ改良進歩ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ上水協議會ト稱ス

第三条 本會ハ官廳市町村會社等ニシテ上水道ヲ經營スルモノ及上水道敷設計畫中ノモノヲ以テ會員トス

第四條 本會ノ第一條ノ目的ヲ達スル為會議ヲ開催シ水道統計類ヲ集録シテ會員ニ配布ス

第五條 本會ニ關スル事務ヲ掌理スル為理事一名を置ク理事ハ會議ニ於テ會員中ヨリ出席會員之ヲ選挙ス

投票同数ナルトキハ抽選ヲ以テ之ヲ定ム

理事ハ名誉職トシ其ノ任期ハ二箇年トス 但シ重任スルコトヲ得

第六條 本會ニ主事一名書記若干名ヲ置ク
主事及書記ハ有給トシ理事之ヲ任免ス

第二章 職務権限

第七條 理事ハ會議ノ都度次年度ノ豫算案ヲ提出シ且前年度ノ収支決算ヲ報告スヘシ

第八条 理事ハ現金ノ収支並水道統計類、議事錄ノ編纂刊行ニ關スル事務ヲ總理ス

第九条 主事及書記ハ理事ノ指揮を受ケ會務ニ從事ス

第三章 會 議

第十條 會議ハ毎年一回之ヲ開キ會員ヨリ提出シタル議案其ノ他ノ事項及豫算決算ヲ議決ス

會議開催地ハ前年ノ會議ニ於テ豫メ之ヲ定ム

第十一條 會議ノ招集會議ノ議長其ノ他會議ニ關スル一切ノ事務ハ開催地會員之ヲ擔任ス

第十二條 開催地會員ハ理事ト協議ノ上内務省其ノ他關係當局ニ對シ會議ニ臨席ヲ請求スヘシ

第十三條 會員ハ其ノ代表者ヲ會議ニ出席セシムヘシ

第十四條 會議ノ議事ハ出席會員ノ過半數を以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル

第十五條 會議ノ議案其ノ他ノ事項ヲ調査スル為委員ヲ設クルコトヲ得

第十六條 委員ハ出席會員中ヨリ之ヲ選挙ス 但シ議長ノ指名ニ委スルコトヲ得

第十七條 委員會ハ委員長一名ヲ互選スヘシ

第十八條 委員及委員長ノ選挙ハ無記名投票トシ比較多數者ヲ以テ當選者トス 同數者アルトキハ抽選ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 委員長ハ委員會ヲ招集シ議事ヲ整理シ其ノ経過及結果ヲ會議ニ報告スヘシ

第二十條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス 其ノ議決ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス 可否同数ナルトキハ委員長之ヲ決ス

第二十一條 開催地會員ハ會議終了後議事錄編纂ニ要スル一切ノ資料ヲ理事ニ回付スヘシ

第四章 水道統計類及議事錄

第二十二條 水道統計類ニ上水道ニ關スル統計報告其ノ他ノ事項ヲ輯錄シ議事錄ニハ議事、講演其ノ他會議ニ關スル事項ヲ掲載ス

第二十三條 水道統計類ハ毎年六月及十二月ノ二回ニ議事錄ハ次回會議開催二箇月以前ニ発刊ス但シ統計表ハ十二月発刊ノ水道統計類ニ掲載ス

第二十四條 水道統計類及議事錄ノ配布部數ハ會議ニ於テ之を決ス

第五章 會 計

第二十五條 本會ノ經費ハ會員之ヲ負擔ス
前項ノ經費ハ其ノ半額ヲ均分シ他ノ半額ハ左ノ標準ニ按分シテ之を定ム
但シ水道布設計畫中ニ係ル會員ノ按分率ハ各其ノ二分ノートス

級別	會員別	按分率
一級	台灣總督府、朝鮮總督府、閩東廳、南滿州鐵道株式會社、	100
	總戶數四十萬以上ノ市町村	
二級	總戶數三十萬以上四十萬未満ノ市町村	90
三級	總戶數二十萬以上三十萬未満ノ市町村	80
四級	總戶數十五萬以上二十萬未満ノ市町村	70
五級	總戶數十萬以上十五萬未満ノ市町村	60
六級	總戶數五萬以上十萬未満ノ市町村	50
七級	總戶數三萬以上五萬未満ノ市町村	40
八級	總戶數一萬以上三萬未満ノ市町村	30
九級	總戶數五千以上一萬未満ノ市町村	20
十級	總戶數五千未満ノ市町村	10
	前項ノ戸數ハ前年末現在數ニ依ル	

第二十六條 前條ノ負擔額ハ毎年四月一日ヨリ六月末日迄ニ理事ニ納付スヘシ
新ニ入会シタルモノノ負擔額ハ當該年度ニ於ケル同一級會員ノ負擔額ニ依リ月割ヲ以テ隨時指定期限内ニ納付セシム其ノ級別ニ據リ難キモノハ會議ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
年度ノ中途ニ於テ退會スルモ當該年度ノ負擔額ハ之ヲ納付セシム

第二十七條 會議ニ要スル費用ハ開催地ノ會員ノ意見ヲ徵シ理事之ヲ定ム

前項ノ費用ハ開催地會員ヨリ現金ノ前渡ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條 開催地會員ハ會議終了後直ニ會議費精算書ヲ作り理事ニ提出スヘシ

第二十九條 本會ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始まり翌

年三月末日ニ終ル

第三十條 本會ノ現金ハ信用アル銀行ニ預ケ入レ之ヲ出納スヘシ

第三十一條 豊算各費目ハ之ヲ流用スルコトヲ得

第三十二條 決算ノ結果剩餘金ヲ生シタルトキハ之ヲ準備金トシテ積立ツ

第三十三條 準備金ノ處分ハ會議ノ議決ニ依ル

第三十四條 収支計算上錢位未満ノ端數ヲ生シタルトキハ四捨五入ノ法ニ依ル

附 則

第三十五條 本規則ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條 本規則ハ會員ノ三分ノ二以上出席シ其ノ過半數ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十七條 協定上水試験法及協定事項其ノ他本則ニ抵觸セサル事項ハ從前ノ協定ニ依ルモノトス

上水協議会規則（第20回上水協議会改正）

上水協議会規則第20条の次に下記の1条を加え、以下順次繰下げた。

第二十一條 議長ハ必要ニ応シ分科會ヲ設クルコトヲ得分科會ニ於テハ委員會ニ關スル規程ヲ準用ス

上水協議会規則（第23回上水協議会改正）

上水協議会規則第6条を次のように改正し、第9条を一部改正した。

第六條 本會ニ主事一名書記其ノ他ノ職員若干名ヲ置ク
前項ノ職員ハ有給トシ理事之ヲ任免ス但シ其ノ一部ヲ無給トスルコトヲ得
職員ノ給與其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ理事之ヲ定ム

第九條中「主事及書記」ノ下ニ「其ノ他ノ職員」ヲ加フ